

議案第104号

北上市民江釣子野球場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

- (1) 北上市民江釣子野球場
- (2) 和賀川グリーンパークテニスコート
- (3) 北上市民江釣子運動場

2 指定管理者

北上市相去町高前檀27番地36
公益財団法人北上市体育協会
会長 小田島 秀 一

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市民江釣子野球場等の指定管理者を指定しようとするものである。